

ビュータクシーチケット特約

第1条（適用範囲）

本特約は、ビューコーポレートカード会員規約（以下、カード規約という）の特約として株式会社ビューカード（以下、当社という）の発行するビュータクシーチケット（以下、本チケットという）の内容および利用方法を定めたものであり、ビューコーポレートカード会員（以下、会員という）は本チケットを利用するにあたり、本特約を遵守するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- 1 「ビュータクシーチケット」とは、当社が発行する法人カードに付帯するサービスであり、当社が提携するユーシーカード株式会社のタクシーチケット取扱加盟店に対する乗車料金等（以下、利用代金という）の支払いのためのチケットをいいます。
- 2 「チケット会員」とは、会員のうち本チケットの発行を申込み、当社が発行を認めた会員をいいます。
- 3 「チケット使用者」とは、チケット会員が特に認めて本チケットを貸与した者をいいます。

第3条（チケットの発行と管理）

- 1 会員が、カード規約及び本特約を承認の上、当社所定の方法で申込み、当社が審査のうえ適当と認めた場合、当社は、本チケットを発行し、チケット会員に貸与します。
- 2 チケット会員は、本チケットの発行にあたり、当社所定の手数料を当社が定める方法により支払うものとします。
- 3 本チケットの利用に関するチケット会員と当社との間の契約は、チケット会員が本チケットを受領した時をもって成立します。
- 4 本チケットを利用することができるのは、チケット会員およびチケット使用者です。
- 5 本チケットの所有権は当社に属し、チケット会員は善良なる管理者の注意をもって利用保管するものとします。
- 6 本チケットは、質入れ等の担保に供することはできません。

第4条（本チケットの有効期限）

- 1 当社は、チケット会員による本チケットの利用もしくはチケット使用者への貸与の前にあらかじめ有効期限の年月を記入するものとします。ただし、当社が記入しなかった場合は、チケット会員が記入するものとします。なお、その有効期限が訂正された場合、そのチケットは無効となります。
- 2 前項に規定する本チケットの有効期限は、当社が指定する使用期限内の範囲で記入するものとし、有効期限を経過したチケットは無効となります。
- 3 チケット会員は、無効となったチケットを速やかに裁断等により使用不可能な状態にして廃棄するものとします。
- 4 チケット会員もしくはチケット使用者が無効となったチケットを故意または過失により利用した場合であっても、チケット会員は、その利用代金を支払うものとします。

第5条（利用方法）

- 1 チケット会員は、本チケットをチケット使用者に貸与する場合、あらかじめ本チケットの署名欄に記名するものとし、チケット使用者に対し、第2項および第3項の内容を説明のうえこれを遵守させるものとします。
- 2 チケット利用者は、本チケットを利用する場合、乗車日、料金、乗車区間を記入し、本チケットの有効期限を確認のうえ乗務員に交付するものとします。
- 3 1回の乗車につき本チケット1枚が利用でき、利用できる金額は、チケットの発行に先立ってチケットの券面において当社が表示した額とします。ただし、本チケットを当該表示した額以上利用した場合においてもチケット会員は、その利用代金の全額を支払うものとします。

第6条（精算方法）

本チケットの利用代金の支払いは、カード規約に従い、法人カードの利用代金として支払う

ものとしします。

第7条（解約）

- 1 チケット会員は、当社所定の解約届を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。その際、未使用分のチケットは直ちに当社に返却するものとしします。
- 2 チケット会員がカード規約に従い退会または会員資格を喪失した場合、チケット会員資格も同時に解約となります。その際、未使用分のチケットは直ちに当社へ返却するものとしします。
- 3 解約後も未精算の利用代金がある場合、チケット会員は、その支払義務を負うものとしします。

第8条（チケットの紛失・盗難等）

- 1 チケット会員は、本チケットを紛失し、または盗難にあった場合、当社の営業時間内に速やかに当社まで届け出るものとしします。
- 2 紛失、盗難、その他の理由により、本チケットが他人（チケット使用者を除く）に利用された場合であってもチケット会員はその支払義務を負うものとしします。

第9条（レポーティングサービス）

- 1 チケット会員は、当社が提供するレポーティングサービスを利用することができます。
- 2 レポーティングサービスとは、本チケットに付随するサービスであり、利用内容を当社が電子的記録により提供することをいいます。
- 3 チケット会員が、当社所定の方法により申込み、当社からレポーティングサービスの電子的記録を受領した時に利用契約が成立したものとしします。
- 4 チケット会員は、レポーティングサービスの利用にあたり、当社所定の手数料を当社が定める方法により支払うものとしします。

第10条（カード規約の適用）

本特約に定めのない事項については、カード規約を適用するものとしします。

第11条（特約の変更）

本特約を必要に応じて変更する場合、あらかじめチケット会員に通知もしくは告知し、チケット会員は、チケット使用者に変更事項を周知するものとしします。チケット会員もしくはチケット使用者が変更後に本チケットを利用した場合は、変更事項を承認したものとみなし、変更後の内容のみが適用されます。

ビュータクシーチケット レポーティングサービスご利用条件

- 1 レポーティングサービスとは、ビュータクシーチケットに付随するサービスであり、そのご利用内容を当社が電子的記録により提供するサービスです。
- 2 レポーティングサービスでは、毎月のビュータクシーチケットのご利用代金についての詳細データをチケット会員が指定するメールアドレスにて受信していただきます。
- 3 本サービスは、当社がお申込みを受け、登録処理を完了した後の初回配信日よりサービスをご利用できます。
- 4 本サービスのご利用代金は、登録処理を完了した日の翌々月より発生し、月額1,100円（税込）とします。該当月にご利用実績がなく、詳細データの送信を行わなかった場合でも、ご利用代金が発生します。
- 5 本サービスは、当社が解約の届出を受け、登録処理を完了した後よりサービスを停止します。
- 6 毎年4月利用分から翌年3月利用分までの1年分のご利用代金を当社から請求いたしますので、請求日の属する月の翌月末までに当社の指定する口座にお振込みください。また、振込手数料は、チケット会員のご負担となります。なお、本サービスを解約された場合は、未精算分を当社からすみやかに請求いたします。
- 7 消費税額及び地方消費税額は、消費税法並びに地方税法の規定により算出した額とし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算します。